令和5年度 湖東平野農業水利事業 湖東平野幹線水路等整備工事

(当初)

特別仕様書

近 畿 農 政 局 湖東平野農業水利事業所

項目	内容	摘要
第1章 総 則	令和5年度湖東平野農業水利事業湖東平野幹線水路等整備工事(以下、「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営湖東平野土地改良事業計画に基づき湖東平野幹線水路等の整備を行うものである。	
2. 工事場所	滋賀県東近江市池庄町及び池之尻町	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 1) 愛知第2幹線水路 エアー式テストバンド φ1,500mm 78箇所	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期:令和6年9月27日から令和7年1月24日まで(余裕期間:契約締結の日から令和6年9月26日まで)※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件 1. 工程制限	水路の通水期間が令和6年9月20日までであり、水路の作業が可能なのは令和6年9月21日からである。	
2. 作業時間の制限	現地工事の作業時間については、8時30分~17時15分の範囲とするが、予め監督職員に協議をして承諾を得る場合はこの限りではない。 また、休日等に作業を行う場合は、作業実施の前日までに休日等作業届を提出して承認を得ること。	
第4章 現場条件 1. 関連工事等	該当なし。	

項目		摘要
2. 既設設備との受渡	該当なし。	加女
条件	BX 1 . 6 0 0	
3. 第三者に対する 措置	1) 騒音・振動対策 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮及び関係法 令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 安全対策 受注者は工事中における全ての危険、 損失障害等を防止するため必要な作 業規制、標示、現場立入の規制等を設け、第三者及び工事関係者に周知徹底す るものとする。 3) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況により 必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 既設構造物等への損傷等 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するもの とする。	
4. 関係機関との調整	該当なし。	
第5章 指定仮設 1. 換気設備工	管内にて作業等を行う際は、換気ファンなどの換気設備を稼働し、常に換気に努めなければならない。	
第6章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。) は、施工に先立ち監督職員が別に示すものとする。	
第7章 工事用電力	電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第8章 施工 1. 一般事項 (1) 検測又は確認 (施工段階確認)	施工段階確認事項は現時点において想定していないが、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。	
(2)中間技術検査	1)発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2)中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出	
	来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。	
(3)既済部分検査	受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。	
(4) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、工事に支障となる既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。	

		ld ===
項目	内 容	摘要
(5) 設計図書等の 充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備するべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。	
2. 再生資源等の利用 (1)建設副産物	 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 	
(2) 再生資源の利用	該当なし。	
3. 建設資材廃棄物等 の搬出	該当なし。	
4. 特定建設資材の分 別解体等	該当なし。	
5. テストバンドエ	1) 継手ごとに内面からテストバンドにより空気圧試験を行い、監督員に報告すること。 2) 試験圧は0.05Mpa とし、一定時間経過後(5分間)初期圧力の80%を超えて保持していることを確認し、監督員に報告すること 3) 試験結果については、次に掲げる項目の報告書を作成して監督員に提出すること。 ①継手番号試験年月日 ②試験水圧 ③5分後の保持水圧	
第9章 施工管理等 1. 主任技術者等の 資格	主任技術者または監理技術者は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」及び共通仕様書 (土)による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	

項目	内容	摘要
第10章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1)設計諸元等条件変更に係るもの 2)関連工事との調整に係るもの 3)不可抗力によるもの 4)法・基準の改正に係るもの 5)関係機関との協議によるもの 6)公共事業関係調査の該当となった場合 7)遠隔確認の試行を行う場合 8)その他本仕様書に定めないもの	
第11章 その他 1.電子納品	工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、 次のものを提出しなければならない。 1)工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)正副2部 2)工事関係書類等の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 計上項目 実施する内容(率計上分) 仮設備関係 ① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実	
	 ⑥ 環境負荷の低減 営繕関係 ① 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ② 労働宿舎の快適化 ③ デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 安全関係 ① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ② 盗難防止対策(警報器等) 	
	 ② 避暑 (熱中症予防)・防寒対策 地域対策費 (農家との調整、地域行事等の経費を含む) ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥ 見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦ 見学所 (インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献 	

項目	内容	摘要
3. 週休2日による施工	1)本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(宰分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では互季体暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季体暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季体暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季体暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季体明分として12月29日から3月間、大場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、条格期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する(受注者の責によらず現場作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認力法は、次によるものとする。 3) 週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された目報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3 監督職員は、受注者から定報合が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて関き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率	
	①補正係数	
	4週8休以上	
	現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	
	<u> </u>	
	機械経費(賃料) 1.02	
	共通仮設費(率分) 1.02	
	租場管理者(家公) 1.05	

1.05

現場管理費(率分)

項目	内容	摘 要
	②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に 乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金 額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わず に減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明ら かに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、 契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」(以下「工事成績要 領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」におい て、点数10点を減ずるものとする。	
4. 1日未満で完了する作業の積算	1)本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省IPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3)同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4)受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5)災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 6)1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第18章4の箇所とする。	
第12章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	